

《書評論文》

古代末期の法史研究について

—— D. Wagschal, *Law and Legality in the Greek East* の見解をめぐって ——

山下孝輔

本稿では、D. Wagschal, *Law and Legality in the Greek East: The Byzantine Canonical Tradition, 381-883* (Oxford: Oxford University Press, 2015) を紹介し、そこで提示された見解を手掛かりとして古代末期の法史研究についての所見を述べる。同書は、4 世紀末から 9 世紀末までのビザンツ帝国で開催された教会会議で定められた、「教会法」の集成たる数多くの正典 (Canon) を分析対象として、この時代の東方正教圏における「教会法」の特徴を説明することを目的としたものである。著者のデビッド・ワグシャル博士（現在はトロント神学校のトリニティ・カレッジ所属）は、2005 ～ 2010 年の間にダラム大学で執筆した博士論文を基に、本書を上梓した。

私が本書を取り上げるのは、本書の主題である教会法の研究に、専門的な関心を抱いているためではない。ローマ帝政期の皇帝立法や法の運用の研究に従事する者として、古代末期の法史研究に関する著者の論評に興味をひかれたためである。本書の序論で、著者は、研究史上における自らの立場を明らかにするために、古代末期の法史研究と、ビザンツ法史研究を概観し、それぞれの研究の背景となっている価値観を論評している。本稿において私は、著者のこの論評からうかがい知れる古代末期の法史研究の現状について若干の考えを述べてみたい。まずは、本書を紹介し、その後で、私が興味を抱いた著者の論評について思ったところを述べることとする。なお、本書の内容紹介では、専門用語を日本語にする際に定訳に従っていない箇所があるかもしれない。これについては、教会法の研究に明るくない門外漢のなすこととしてご容赦いただきたい。

序論では、ビザンツ時代の正典に関する研究の遅れとその原因、そして、正典を研究するうえで著者が採用する立場が説明される。著者によると、ビザンツの正典に関する包括的な研究が不足している原因は二つある。一つは、ビザンツ時代の法が、ローマ法の最盛期として名高い「古典期」に続く時代に属するために、「古典期」の法と比べて劣ると見なされていたこと。もう一つは、ビザンツ時代の法が、近代社会の法文化で尊重されている「法の支配」などの価値観を有さない、原始的な段階にあると見なされていたこと。即ち、ビザンツ法は、先行する時代から退化しており、後の時代に比べて未発達なものに見なされていたために、活発な研究の対象となっていなかったということである。著者は、ビザンツ法に与え

られたこうした評価に対し、近代的な価値観に基づいてビザンツ法を評価することではなく、ビザンツ時代に固有の価値観・法文化を解明することこそが、研究の目的であるという立場を採用する。この立場を採用するに際して、先述した古代末期の法史研究と、ビザンツ法史研究に関する論評がなされるのであるが、これについては後述する。

第1章「法の形」では、ビザンツ時代に正典がどのように継受されたか、という問題が取り上げられる。正典の起源は、4世紀半ばの小アジアで開催された地方的な教会会議の集成にあるとされている。この集成は、アリウス派の間で形成されたものの、381年までにはアタナシウス派に受容され、ニカイア公会議の際の正典が、集成の冒頭に附された。著者はこれを「ニカイア集成 (Nicene corpus)」と呼ぶ。ビザンツの正典の土台となったのは、この「ニカイア集成」である。その後の正典の編纂は後世への正確な伝承に眼目を置き、既存の文言の修正や削除よりも新たな要素の追加によって内容を少しずつ変化させていった。その発展は、883年に最終形に達し、その後は本質的な改訂を被らなかったという。長期間にわたって、「ニカイア集成」が維持され、抜本的な改変や、文書の置き換えが起こらなかったのは、正典が聖書の如き神聖な文書として扱われたために、その編集が忌避されたからであるという。同じ理由から、神聖な文書たる正典を解釈するための、専門的な法学研究もビザンツ時代には必要とされなかった。こうした法文化は、現代人の目には原始的なものと映るかもしれない。しかし、著者は、正典が見せるこうした姿に、近代とは異なるビザンツ時代に固有の価値観を見出す。

第2章「法の導入」では、各正典の導入部で、正典がどのような文書として提示されているかが問題となる。正典の序章となる個所では、正典の編纂が使徒的事業として打ち出されている。また、正典は、悪行を懲らしめる市民法との対比で、人々を守り導くためのものとしても示されている。さらに正典は、聖なる法として人々を正しき道へと導くものであるとされているのである。正典の導入部でも、第1章で確認されたように、正典が神聖な文書の一つとして扱われていることがわかる。

第3章「法の言語」で扱われるのは、章題からわかるように、正典の文中に現れる用語である。著者が分析対象とする4～9世紀の正典において、教会の規則に言及するために用いられる語は、大半が「カノン」という語そのものであった。しかし、著者は、「カノン」という語の多用が、「カノン法」あるいは「教会法」なる概念の存在を意味しているわけではないという点に注意を促している。正典において、教会の法は、抽象的に「カノン法」などの語で示されるのではなく、「カノン」の複数形や、「教会の布告」などの具体的な語で指示されているという。また、正典に見られる立法の文体は、古代末期からの伝統の継続をうかがわせる。後期ローマ帝国の皇帝たちは、役人への書簡の形式で立法を行っていたのであるが、正典に見られる立法もまた、書簡の形式を残しているのである。更に、正典の文言には純粋に法的なものだけでなく、しつけや説得に類する語が目立つ。著者は、この点に、法技術的な一貫性を有さなかった正典を支えた文化の存在を見出す。即ち、近代的な法とは異なる

り、ビザンツ時代の正典は、純粋に法学的な用語に固執せずに、キリスト教的な正義の観念や道徳観などといった、より広い規範意識に従っていたという点で、一貫性があったというのが著者の主張である。

第4章「法の体系化」では、ビザンツ時代における正典の体系化についての考察が展開される。著者によると、正典の編纂には、諸規則の分類や、抽象的理解の試みが欠如していた。正典中の章題には、例えば「俗人について」のように、抽象的で広範な内容を想像させるものもある。しかし、大半は、「教会や集会、記念碑を侮る者たちと、教会内での聖餐中に食事をする者たちについて」というように、具体的かつ数少ない規則に言及するものであるという。こうした様子を、著者は、正典自体が聖なる書物として扱われ、可能な限り正確に後世に伝達することが目的とされたために、分析の対象とはならなかったと説明する。正典の体系化の試みは、あくまでも具体的な規則を発見するのを容易にする程度のものでしかなかった。正典の体系化における分類・抽象化の欠如は、やはり、近代西欧における体系化の手法に比して異質である。しかし、著者は、これをビザンツの正典の原始的性格を表すものではなく、近代とは異なる優先順位が背後にあると解する。これまでも触れてきたように、正典が神聖視され、正確な伝達と、広範な社会的価値観への適合が重んじられたために、正典の体系化は分類や抽象的理解を欠いていたのである。

結論部では、ここまでの議論が要約され、実定法重視の近代の法文化とは異なり、法律以外の社会的規範を重視し、法律を修辭的な道具の一つと位置付ける文化の中で、ビザンツの正典が育まれたという主張がなされる。

以上が本書の内容である。ビザンツ時代の正典が近代とは異なる文化・価値観に取り巻かれていたことを指摘するのみならず、その異なる価値観とはいかなるものであったかということを示していることから、本書は当初の目的を達成したといえる。以下で取り上げるのは、著者が本書の目的を設定する際に下した、ビザンツ時代の法史研究と古代末期の法史研究に対する論評である。

ビザンツ法史の分野では、1970年代以来、ビザンツ帝国の政治的腐敗や衰退という文脈によらずに、法の歴史を叙述するための試みが行われてきた。その先駆となったのが、D. シモンの著書『ビザンツの帝国裁判所における法発見』である¹⁾。シモンが分析するのは、11世紀のビザンツの法学の教科書に残された裁判記録である。その裁判記録で、審判人は、ある時は、法律に基づいて判断可能な事案をも、法律ではなく衡平感覚に基づいて判断し、ある時は、既に決定した罰則のための法律を探している。シモンによると、こうした行動は、法の支配という近代的な価値観からの逸脱ではなく、ビザンツ時代の法文化が、法律の厳格な適用よりも、社会的な正義の観念を重視していたことを示している。

古代末期における法に関する研究でも、ビザンツ法史と同じように、かつて支配的であった衰退論に基づかないで、古代末期の法について叙述するための試みが見られる。しかし、

著者によると、古代末期の分野では、ビザンツ法史とは異なり、近代的な価値観からの脱却という手法は採用されなかった。研究者たちの関心は、古代末期における法の衰退と見なされてきたものが、実は、悪いものでもなければ、広範に普及したものでもなかったと示すことにあった。法学者たちの独創的な活動は依然として活発であり、その活動はかつて思われてきたほどには国家の統制を受けておらず、皇帝もまた法を支配することができていなかった、という。こうした研究姿勢は、かつての衰退論に対抗している点では、ビザンツ法史と同じである。しかし、古代末期の法の研究では、法の衰退の見直しが、従来の価値観を否定せずに、むしろ、従来の価値観に基づきながら、古代末期の法が、それ以前の「古典期」の法と同様に独創的で一貫性があると示すという形で行われているのが特徴である。これに対し、著者のワグシャル博士は、古代末期の法史研究の分野での、従来の価値観の維持を批判し、ビザンツ法史研究で推し進められてきた、ビザンツ時代に固有の、近代とは異なる文化・価値観を正典の中に見出すことを目的とする、という立場を採用している。

確かに、3世紀以降のローマ帝国における法に関する研究では、1～2世紀の状況と比較して、両者が本質的には異なっていないということを主張する向きがある。著者によって挙げられた例の一部を取り上げてみよう。T. オノレは、かつて、法学者による独創的な活動が失われた時代と評されていた3世紀以降も、法学者たちは皇帝の官房に仕えて文書の作成に携わり皇帝の立法に影響していたと主張している²⁾。C. ハンフレスもまた、古代末期の法廷において、法律家たちが、古代末期以前と同じく、法の運用と形成に主体的な役割を果たしていたと論じている³⁾。古代末期の法の再評価には、従来の価値観からの脱却ではなく、あくまでも従来の価値観に基づきつつ、低く評価されてきた古代末期の立法と法運用が、実際には優れた法律家たちに支えられた独創的なものであったと示すことを目的とする傾向があるようである。

著者は古代末期の法史研究を中心に論評しているが、法の歴史に限らず、古代末期研究の全体を考慮するなら、古代末期の法史研究の分野でのこうした姿勢は、むしろ一般的なものではないように思われる。南雲泰輔氏の手になる動向論文「英米学界における「古代末期」研究の展開」により、わが国でも既によく知られているように、古代末期研究の主流は、従来の価値判断に抗するものであった⁴⁾。著者のワグシャル博士も、ビザンツ法史と古代末期の法史それぞれの分野での研究姿勢を対比して、前者を従来の価値観からの脱却を図るものと見なし、後者を従来の価値観に依拠するものと評する。確かに、著者が指摘するように、古代末期の法史を研究する者たちには、従来の価値観に基づいた議論が見受けられる。しかし、古代末期研究の主流は、ビザンツ法史と同様に、特定の価値観に囚われない中立的な立場を、少なくとも目標としては、志向するものだったはずである。古代末期の主導者として名高いP. ブラウンは、従来の研究者たちによる歴史叙述を「メロドラマ」として批判したが、そうした「メロドラマ」が横行した原因を、研究者たちがアナクロニズムに陥ったためであると述べた⁵⁾。古代末期に先行する「最盛期」や近代西欧的な価値観の相対化について

は、日本における古代末期研究の普及を主導した足立広明氏の手になる動向論文にも現れている⁶⁾。古代末期の法を再評価せんとする試みは、古代末期研究の主流と異なる価値観を背景としているといえよう。

こうした状況は予想外というわけではない。南雲氏も述べているように、古代末期という時代区分が広く受容されたため、相対主義的なスタンスを採用しない者たちも、この語を用いているという⁷⁾。古代末期の法史研究の分野の特徴は、古代末期という歴史概念を従来の研究スタンスとは異なる形で用いるという傾向が、個々の研究者レベルではなく分野レベルで見られる、ということであろう。古代末期の法のあり方の見直しは、必ずしもすべてが、古代末期という時代区分を前面に掲げる論者によって行われてきたわけではなく、あくまでも、諸々の論者による見直しの試みが、今では古代末期の法史研究として把握されているに過ぎない。しかし、そうした諸研究の根底には、著者によって喝破されたように、従来の価値観に基づいた、古代末期の法の「健全さ」の主張があるように思われる。

古代末期研究の主流に立ち返るべきである、というわけではないが、古代末期の法の理解をより深めていくためには、古代末期の立法や法運用の事例を「健全さ」のあかしとして強調するだけでなく、それらの事例の背後に隠れている、この時代の特徴を検討することもまた必要なのではないだろうか。前後の時代に比べて劣る法実践・法創造の産物と見なされていたビザンツ時代の法について、その背後に隠れる価値観の解明に注力することによって、現代的価値観に基づいて「健全さ」を主張せずとも、一定の成果を学界に提供し得るということは、ビザンツ法史の分野で予てより示されており、また、本稿で紹介したワグシャル博士の著書によっても証明されている。さしあたっては、私自身が研究対象としているローマ帝政期の皇帝立法だけに目標を絞って、可能な限り特定の価値観によらずに理解することを課題としたい。

註

- 1) D. Simon, *Rechtsfindung am byzantinischen Reichsgericht*, Frankfurt a.M, 1973.
- 2) T. Honoré, *Emperors and Lawyers*, 2nd edn, Oxford, 1994 (1st edn in 1981); Id., *Law in the Crisis of Empire*, Oxford, 1998.
- 3) C. Humfress, *Orthodoxy and the Courts in Late Antiquity*, Oxford, 2007.
- 4) 南雲泰輔『西洋古代史研究』9, 2009年, 47～72頁。
- 5) P. ブラウン著, 足立広明訳『古代末期の形成』慶応義塾大学出版会, 2006年, 33～34頁。
- 6) 足立広明「初期ビュザンティオン社会の形成——シリアの都市と農村の社会関係を中心に——」『文化史学』42, 1986年, 87～105頁。
- 7) 南雲前掲論文 62頁。

